

米新製品用政府所有米穀の無償交付等のお知らせ

農林水産省では、米を利用した新製品の開発を促進するため、基礎研究に利用する米穀の一部に対し政府所有米穀を無償で交付しています。

また、これにより開発された米新製品の実用化試験に対しては、有償交付で提供を受けることが可能です。

米穀の無償交付等を受けるための条件をお知らせしますので、積極的なご活用をお願いいたします。

1 対象

法人又は個人

2 無償交付の要件

従来とは異なる特徴を有し、米の需要拡大に資するほか、以下の条件を満たすことが必要です。

- ・ 試験研究内容が米製品に関する基礎研究であること。
- ・ 試験研究の実施方法及び計画が試験研究の目的を達成するために適正であると認められること。
- ・ 試験研究の内容が科学的に検証可能であると認められること。
- ・ 交付された米穀が交付会計年度の3月31日までに使用されるものであること。

3 有償交付の要件

有償交付は、前年度に無償交付を受け基礎研究が十分なされたものであって、本年度、当該研究結果を十分に生かした実用化試験を行うものであるほか、以下の条件を満たすことが必要です。

- ・ 試験研究の実施方法及び計画が試験研究の目的を達成するために適正であると認められること。
- ・ 試験研究の内容が科学的に検証可能であると認められること。
- ・ 交付された米穀が交付会計年度の3月31日までに使用されるものであること。

4 交付期間

無償交付と有償交付の実施期間は、それぞれ1年度内とします。

5 申請先

質問や相談、交付の申請などは、農政局等にお問い合わせ願います。